

## 函館市生活交通協議会設置要綱ならびにその運用の見直しについて

### ■ 考え方

函館市生活交通協議会（以下「協議会」という。）は、函館市と函館バス株式会社との乗合バス事業の経営一元化に当たっての基本協定に基づき、平成13年7月に設置され、その後、平成21年4月には、道路運送法に基づく地域公共交通会議としての機能を盛り込み、平成25年5月には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域公共交通活性化・再生法」という。）に基づく法定協議会としての機能、さらに平成27年8月には、函館市路面電車整備推進協議会の機能を盛り込み、設置目的の類似する会議の設置を防ぎ、協議会での協議事項の範囲を拡大することで、その活用を図ってきたところである。

こうしたなか、現行の協議会の運営方法として、特定の委員による協議で足りる案件についても、全ての委員に出席を依頼し、協議を行っている状況にあり、委員、事務局、双方にとって非効率な運営方法であることから、より円滑な協議会運営に向け、協議会の設置要綱について見直すこととしたい。

また、ワーキンググループについて、協議会設置当初から、設置要綱では構成員として交通事業者関係者を掲げており、現在、函館バス株式会社および函館市企業局交通部（以下「WG交通事業者」という。）から各1名を委員に委嘱している。

こうしたなか、直近のワーキンググループ会議では、WG交通事業者以外の交通事業者に関係する案件が生じ、その際には、当事者である交通事業者の了解を得て、WG交通事業者が出席するなかで協議を行ったところである。

今後は、WG交通事業者以外の交通事業者に関係する案件も生じることを想定したうえ、交通事業者の取り扱いを公平にするため、ワーキンググループの構成員から交通事業者関係者を削り、案件に応じて交通事業者関係者の出席を求め、協議を行うこととしたい。

このほか、平成28年度に実施された「審議会等の運営状況について」をテーマとした行政監査では、その結果報告のなかで「一部の審議会等において、市職員が複数就任しているものがあり、市民意見の反映という観点から疑問が残るものであり、市職員の登用については、必要最小限にとどめるべきである。」との意見が付されたところである。

こうした意見を踏まえ、協議会における市職員の登用については、その取り扱いを見直すこととしたい。

（設置要綱の改正については資料4のとおり）

■ 協議会における市職員の取り扱いについて

協議会委員である市職員	参画理由	地域公共交通活性化再生法における法定協議会の構成要件	今後の取り扱い
企画部長	地域公共交通の所管部局として参画	○ 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体	現行どおり
楯法華支所長	平成16年12月の函館市・戸井町・恵山町・楯法華村・南茅部町の合併にあたり、4町村を代表して参画	—	東部4地域に関する事項について協議する場合に、オブザーバーとして参画
企業局交通部長	公共交通事業者として参画	○ 公共交通事業者	現行どおり
土木部長	道路管理者として参画	○ 道路管理者	現行どおり
都市建設部長	地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要であるため、まちづくりの所管部局として参画	—	地域公共交通網形成計画の実施に関する事項について協議する場合に、オブザーバーとして参画